

宍粟女子キラキラパワーアップ応援委員会要綱（平成29年3月31日告示第43号）

最終改正:

改正内容:平成29年3月31日告示第43号 [平成29年4月1日]

○宍粟女子キラキラパワーアップ応援委員会要綱

平成29年3月31日告示第43号

宍粟女子キラキラパワーアップ応援委員会要綱
（設置）

第1条 宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業補助金交付要綱（平成29年宍粟市告示第42号）に基づき申請のあった事業（以下単に「事業」という。）を推進するため、宍粟女子キラキラパワーアップ応援委員会（以下「応援委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 応援委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）事業の内容について、事業を申請した団体（以下「申請団体」という。）に助言を行うこと。
- （2）事業の交付決定に際して市長に意見を述べること。
- （3）事業の実施にあたり、事業の啓発及び推進に関すること。

（組織）

第3条 応援委員会の委員は、4人以内とし、市内に住所を有する有識者から、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 応援委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、応援委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 応援委員会は、市長の求めに応じ委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

- 2 応援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことはできない。
- 3 申請団体の構成員となっている委員は、当該申請団体に係る応援委員会に参加することができない。
- 4 委員長は、申請団体への助言及び事業への補助金の交付決定に際して市長へ意見を述べるにあたっては、申請団体の代表者等に応援委員会への出席を求め、事業の内容等の説明を受けるものとし、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとする。

（庶務）

第6条 応援委員会の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、応援委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成34年3月31日をもって失効する。